附　則

（届出等）

第五条の二　［略］

２　前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十三号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　基幹放送	第四章　基幹放送
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　基幹放送事業者	第二節　基幹放送事業者
第一款　認定等（第六十一条―第八十一条の四）	第一款　認定等（第六十一条―第八十一条）
［第二款　略］	［第二款　同上］
［第三節　略］	［第三節　同上］
第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）	第三節の二　経営基盤強化計画の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）
［第四節　略］	［第四節　同上］
第五節　基幹放送に用いる電気通信設備	第五節　基幹放送に用いる電気通信設備
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款　設備の運用に係る業務管理体制の整備（第百二十三条の三―第百二十三条の七）	第二款　設備の報告等（第百二十四条―第百二十七条）
第三款　設備等の報告等（第百二十四条―第百二十七条）	
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第五章～第九章　略］	［第五章～第九章　同上］
附則	附則

附　則

（届出等）

第五条の二　［同上］

２　前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第七号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。